

令和 年 月 日

保護者様

神崎町立神崎小学校
校長 埴 一成

出席停止について（通知）

お子さんは、学校感染症に罹患しているため、学校保健安全法により、他の児童に感染する恐れのある間は登校できないことになっています。

医師と相談のうえ、適切な処置をとられますようお願いいたします。また、登校時期についても、医師の判断に従ってください。なお、出席停止期間は裏面に記載してある期間で、この期間は、欠席となりません。

出席停止者 _____ 年 _____ 氏名 _____

病 名 _____

期 間 _____ 令和 年 月 日から（医師の登校許可があるまで）

※登校については、医師の指示に従い下欄の「登校許可報告書」を保護者にご記入のうえ、学校に提出してください。

----- きりとりせん -----

令和 年 月 日

神崎町立神崎小学校長 様

登 校 許 可 報 告 書（保護者記入）

1 病 名 _____

2 受診医療機関名 _____

3 医師より _____ 令和 年 月 日より登校可能と許可されました。

医師からの指導 _____

上記の疾患は、医師の診断によりすでに感染のおそれはなく、登校に支障がないものと認められたので、報告します。

_____ 年 _____ 児童名 _____

_____ 保護者名 _____ 印

＜出席停止期間 一覧表＞

疾患名	出席停止期間(以下の基準に基づき, 主治医が判断)
新型コロナウイルス感染症	発症(無症状の場合は検体採取)した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。 ※発症から 10 日を経過するまではマスク着用を推奨
インフルエンザ	発症後5日を経過し かつ、解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質治療が完了するまで。
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下・額下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身状態が良好になるまで。
風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
流行性角結膜炎 (はやり目)	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
溶連菌感染症	治療開始後24時間以上経過し、発熱・発疹等が回復するまで。
ウイルス性肝炎(A 型)	肝機能が正常になり、全身状態が安定するまで。
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快し、医師が感染のおそれがないと認めるまで。
ヘルパンギーナ	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能。
手足口病	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能。
伝染性紅斑 (りんご病)	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校は可能。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
その他の感染症 ()	